第４　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十条第三項に規定する同法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものについて第２に準じた改正を行う。（第六条第二項関係）

第５　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律において、存続厚生年金基金及び存続連合会については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書きの規定はなお効力を有することとされたことを踏まえ、関係規定の整備を行う。（第三条第一項、第四十九条第一項関係）

第６　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正

六十五歳において保険料納付済期間及び保険料免除期間を有しない者であって、国によって保険料の納付が行われたことにより保険料納付済期間とみなされた期間等を有するものの老齢基礎年金の受給資格期間の算定において、昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者の国民年金の任意加入期間を含める。（第十条第二項関係）

第７　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正

六十五歳において保険料納付済期間及び保険料免除期間を有しない者であって、国によって保険料に相当する費用を負担したことにより保険料納付済期間とみなされた期間等を有するものの老齢基礎年金の受給資格期間の算定について、第６に準じた改正を行う。（第九条第二項関係）

第８　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正

六十五歳において保険料納付済期間及び保険料免除期間を有しない者であって、死刑再審無罪者によって保険料の納付が行われたことにより保険料納付済期間とみなされた期間を有するものの老齢基礎年金の受給資格期間の算定について、第６に準じた改正を行う。（第三条第二項関係）

第９　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正

１　六十五歳以上七十歳未満の者のうち、一定の保険料納付済期間、保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の受給資格期間の算定に当たっては、昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者の国民年金の任意加入期間を含める。（第九十八条の二関係）

２　その他所要の改正を行う。

第10　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正

市町村長が行うこととする事務として、昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者の国民年金の任意加入期間を有する者に支給する老齢基礎年金の受給権者に係る老齢年金生活者支援給付金の請求の受理等に関する事務を追加する。（第十五条第一項関係）

第11　確定拠出年金法施行令の一部改正

１　簡易企業型年金に係る規定を削除する。（改正前第十条の三、第十六条第二項、第三十七条関係）

２　事業主は、その実施する企業型年金の加入者が資格喪失が見込まれるとき等は、個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならないものとする。（第二十五条第二項、第四十六条の二第一項関係）

３　その他所要の改正を行う。

第12　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第四十四号）（厚生労働省）

１　令和七年改正法附則第六条第二項の政令で定める場合

⑴　令和七年改正法附則第六条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。（第一条第一項関係）

イ　死亡一時金の支給事由が生じた日が令和八年三月三十一日以前である場合

ロ　父又は母が、死亡一時金の支給を受けた場合であって、かつ、令和十年四月一日以後に子と生計を同じくしなくなった場合

⑵　⑴ロに初めて該当するに至ったときは、令和十年四月から当該場合に該当するに至った日の属する月までの分の支給を停止する。（第一条第二項関係）

⑶　遺族基礎年金の受給権を有する子が二人以上である場合においては、⑴ロの規定は、それぞれの子について適用する。（第一条第三項関係）

２　令和七年改正法附則第三十四条第六項の坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関する権利及び義務のうち、政令で定めるものは、次に掲げるものとする。（第二条関係）

⑴　坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給義務

⑵　石炭鉱業年金基金に所属する土地、建物、工作物及び物品に関する権利及び義務

⑶　坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関する権利及び義務のうち、⑴及び⑵に掲げるもの以外のものであって、厚生労働大臣が指定するもの

３　任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失等

⑴　昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者の国民年金の任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失について、その受給権を有している場合には任意加入することができない老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を定める。（第三条第一項関係）

⑵　特例に関し、その他所要の規定を整備する。（第三条第二項、第四条関係）

４　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）